

航空自衛隊仕様書		
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号	6115-30-428-6504	仕様書番号
品名 又は 件名	発動発電機 125kW 消防用設備等の点検 (現地)	4補LPS-G610493
		作成 令和 7年 7月 25日
		改正 令和 年 月 日
		令和 年 月 日
	作成部隊等名	第 4 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊浜松広報館の発動発電機（型式E125S-3PMS）の消防用設備等の点検（現地）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、引用文書による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、次の文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

b) 法令等

消防用設備等の点検要領の全部改正について（平成14年消防予第172号）

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年消防庁告示第14号）

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号令和3年1月21日）

第4補給処官給品等取扱要領

c) 技術資料

表1 に示す取扱説明書

品 名	発動発電機 125kW 消防用設備等の点検（現地）
-----	---------------------------

2 要求事項

2.1 役務実施時期

役務実施時期は、調達要領指定書に示す。

2.2 役務対象品

役務対象品の一連番号は、E125315とする。

2.3 役務の内容

役務の内容は、**消防用設備等の点検要領の全部改正についての第24及び第25**とする。

2.4 役務の実施要領

役務の実施要領は、次による。

- a) **受入点検** 役務対象品を受領後、速やかに、物品番号及び一連番号を確認する。
- b) **消防用設備等の点検** 消防用設備等の点検は、**消防用設備等の点検要領の全部改正についての第24、第25及び表1**に示す取扱説明書に従い実施する。

なお、次の項目について、調達要領指定書に示す。

- 1) “負荷運転”又は“内部観察等”の実施の有無
- 2) “負荷運転”を実施する場合は、負荷の種類

2.1) 実負荷

2.2) 模擬負荷

2.5 作業の中止

契約の相手方は、**2.4 b)**を継続できないと判断した場合、作業を中止し、監督官の確認を得て、分任支出負担行為担当官の指示を得る。

2.6 役務実施場所

役務実施場所は、浜松基地（航空自衛隊浜松広報館）とする。

2.7 サプライチェーン・リスクへの対応

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき、役務の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、役務対象品について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行わなければならない。

3 監督・検査

監督・検査は、分任支出負担行為担当官の定める監督及び検査実施要領による。

4 不具合発生時の処置

契約の相手方は、役務の実施に当たり、役務対象品の不具合及びその他の原因により作業の実施が困難な場合、監督官の確認を得て、分任支出負担行為担当官の指示を得る。

品名	発動発電機 125kW 消防用設備等の点検（現地）
----	---------------------------

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、次による。

- a) **点検票 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の別記様式第24及び別記様式第25**を作成し、監督官の確認を得て、航空自衛隊浜松広報館長（運営班長気付）へ2部及び第4補給処資材計画部長（資材計画課長気付）へ1部を提出する。
- b) **不具合箇所報告書** 総合点検の結果に不具合がある場合は、**様式1**を作成し、不具合箇所報告書を作成し、監督官の確認を得て、航空自衛隊浜松広報館長（運営班長気付）へ2部及び第4補給処資材計画部長（資材計画課長気付）へ1部を提出する。

5.2 現地における便宜供与

契約の相手方は、役務の実施上必要な場合は、監督官に申出て、可能な範囲で次の便宜供与を受けることが可能である。

- a) 部隊内の事務室の利用
- b) 現地における電力及び水の利用
- c) 役務に必要な取扱説明書及び整備記録の一時閲覧
- d) 急病時の応急処置に関し必要な援助
- e) 点検作業に必要な燃料及び油脂の利用
- f) その他必要と認めた事項

5.3 安全管理

契約の相手方は、役務に関する危険物（火薬類、放射性同位元素、毒物、劇物など）、高圧ガスの製造及び取扱い、公害の発生するおそれのあるものの取扱い並びに静電気について、法で定められたものは、それに基づき、その他のものは、取扱説明書、現地部隊の規則、契約の相手方が必要により定めた基準等に基づき、適切な安全管理を行わなければならない。

5.4 仕様書の疑義

この仕様書について疑義がある場合は、監督官の確認を得て、分任支出負担行為担当官に申出る。

表1－取扱説明書

項目	取扱説明書
1	発動発電機125kW 型式E125S-3PMS PN/GPA-SE83-14
2	発動機 SA6D140A

品名	発動発電機 125kW 消防用設備等の点検（現地）
----	---------------------------

様式1－不具合箇所報告書

不具合箇所報告書

年 月 日

契約件名： _____

契約番号： _____

会社名： _____

No.	不具合状況	備考

監督官確認年月日： _____

所 _____ 属： _____

階 級 ・ 氏 名： _____